

新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画（全体計画）に基づく対応について（全体）

番号	全体計画の内容				現在の取組状況	今後の取組(案)
	項目	目標	現状・課題	対応策		
1	1 サーベイランス・情報収集	○ サーベイランスを担う医療機関が新たに発生した新型インフルエンザの確実な診断を行い、保健所への疑い患者の報告や発生届の提出等の対応を適切に行う体制を整備する。	○ 海外発生期以降においては、平常時から実施する患者発生サーベイランス等に加え、新型インフルエンザが疑われる患者を対象として東京感染症アラートによる緊急検査を実施する。	○ 都と保健所は、Web会議等を通じ、サーベイランスに関する情報を迅速に共有する。	○ 都と保健所で定期的にWeb会議を開催。都からサーベイランスに関する情報を報告	○ 新型インフルエンザ発生時も、現在使用しているWeb会議等を活用し、都と保健所で迅速な状況共有を行う。
2			○ サーベイランスが確実な効果を上げるためには、診断や報告を担う医療機関や報告を受ける保健所が、海外での発生状況や疾患の特徴、検査基準や診断に関する情報を十分に認知している必要がある。	○ 医療機関向けホームページを整備し、新型インフルエンザの発生状況、臨床像、東京感染症アラートの検査実施基準等について、情報提供を行う。		

番号	全体計画の内容			現在の取組状況	今後の取組(案)		
	項目	目標	現状・課題			対応策	
3	2 情報提供・共有 (1) 情報連絡体制	○ 新型インフルエンザ等発生時において、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所及び区市町村等の関係機関に、迅速かつ確実に情報提供を行うことができる体制を構築する。	○ 新型インフルエンザ等発生時には、国、都、区市町村及び関係団体間で情報共有を行うとともに、個々の事業所・施設に対して迅速に正確な情報を提供する必要があるが、同一機関内であっても、情報の発信元・発信先が複数の部署にまたがるなど、情報伝達ルートが錯綜、複雑化することが見込まれる。	○ 情報発信元及び情報提供先を可能な限り一元化するなど、情報提供ルートを整理し、その上で定期的な情報伝達訓練を実施する。	○ ガイドラインにて、情報の発信部署、通知先、通知内容を整理	○ 情報提供の内容に応じた情報伝達ルートを整理し、メール送信先を確認・登録する。情報提供の内容を定型化し、関係機関と共に情報伝達訓練を実施する。	
4			○ 電子メールによる一斉送信先の登録など、ICTを活用した情報伝達の効率化・迅速化をより進めていくことが必要である。	○ 電子メール等により提供すべき情報の内容をあらかじめ定型化して準備するほか、一斉送信先の登録を進める。			—
5			○ 保健医療関係者が必要な情報を確認できる専門的な情報閲覧サイトを速やかに設置できるよう準備することも必要である。	○ 都ホームページにおいて、各種通知や医療機関向け情報等を総括的に掲載する保健医療関係者向けサイトを整備し、関係者に最新情報を周知することにより、発生時における確実な情報入手を可能とする。			○ 都ホームページにて、新型インフルエンザに関する情報を提供
6	(2) 普及啓発	○ 都民や都に一時的に滞在する旅行者等(外国人を含む。)に対し、正しい情報提供を行い、感染予防策の実行や適切な受診行動を促す。 ○ 情報を受け取る側に配慮し、きめ細かな普及啓発を実施する。	○ 近年増加が続いている外国人旅行者については、マスクの着用や咳エチケットの習慣がない又は一般的に浸透していない場合があるほか、わが国の医療体制や新型インフルエンザ等発生時における特別な体制(相談センターに連絡し、案内された医療機関で受診する仕組み等)について十分に理解されていないことも予想される。	○ 新型インフルエンザの発生に備えた多言語の普及啓発資材を都ホームページに掲載するなど、外国人に対し、感染予防策や新型インフルエンザ発生時の受診方法等について周知する。また、外国人向けリーフレットを旅行案内所や宿泊施設等へ提供する。	○ 感染予防策や新型インフルエンザ発生時の医療機関受診方法を記した多言語パンフレットを都ホームページに掲載。平成29年度に、感染予防策に関する英語併記のポスターを駅・空港に掲出	○ 引き続き、外国人旅行者への普及啓発について検討・実施する。	
7			○ 情報が届きにくい高齢者や障害者等に対しては、理解しやすい内容や伝わりやすい方法で、確実に情報を伝達する必要がある。	○ 高齢者等に理解しやすい内容の普及啓発資材を作成し、高齢者施設への提供や公共の場での掲示を行うほか、施設職員など、高齢者や障害者に支援を行う立場の方に対して、施設としての感染予防策を働きかける。			○ 平成28年度に高齢者を対象とした感染予防策に関するポスター等資材を作成し、駅や通所介護施設等に掲示。都ホームページに普及啓発資材を掲載

番号	全体計画の内容			現在の取組状況	今後の取組(案)	
	項目	目標	現状・課題			対応策
8	3 都民相談	<p>○ 新型インフルエンザ相談センターを速やかに設置し、都民の不安等の解消のため適切な対応を行う。</p> <p>○ 新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ専門外来へ適切に受診誘導を行う体制を整備する。</p>	<p>○ 新型インフルエンザ等の発生時には、誤った情報や憶測などによる都民の不安や混乱を避けるため、夜間休日対応も含めた相談対応体制を速やかに整える必要がある。</p> <p>○ 外国人からの受診相談を受けた際には、外国人患者の受入れが可能な医療機関に円滑に案内を行える体制が必要である。</p> <p>○ 都内発生早期から都内感染期に移行する際には、相談体制や医療提供体制が変更することにより、都民や診療現場に混乱が生じないように、適切な説明を行う必要がある。</p>	<p>○ 都民からの相談に備え、各保健所が設置する相談センターや共同設置の相談センターで活用する対応マニュアルを準備する。各保健所が輪番で対応する共同設置の相談センターの勤務シフトや一部業務の民間への委託について、保健所等関係機関と協議の上、準備する。</p>	—	<p>○ 保健所等関係機関と協議し、相談センターの対応マニュアル、勤務シフト及び民間委託について検討・準備する。</p>
9			<p>○ 新型インフルエンザ専門外来を設置する感染症診療協力医療機関における外国語対応体制について調査を実施し、調査結果について、相談センターを設置する保健所等関係機関と共有する。</p>	<p>○ 感染症診療協力医療機関に対し、外国語対応体制に関する調査を実施。結果を集計中</p> <p>※詳細は資料3-3のとおり</p>	<p>○ 感染症診療協力医療機関の外国対応体制の状況について定期的に調査を行い、保健所等関係機関と共有する。</p>	
10			<p>○ 発生段階の移行による相談体制や医療提供体制の切替について、都民に不安や混乱が生じないように十分な周知期間を設け、体制切替時に実施する手順やスケジュールを設定する。また、発生段階の移行に関する報道発表資料、通知の雛形や、都民からの問合せに対する対応マニュアルをあらかじめ準備しておく。</p>	—	<p>○ 相談体制や医療提供体制の切替について、手順やスケジュールを検討。通知等の雛形や対応マニュアルを準備する。</p>	
11			<p>○ 対応マニュアルについては、必要に応じて更新を行い、関係機関が参照できるようにする。</p>	—	<p>○ 対応マニュアルの提供方法について検討する。</p>	

番号	全体計画の内容			現在の取組状況	今後の取組(案)	
	項目	目標	現状・課題			対応策
12	4 感染拡大防止	<p>○ 検疫所等関係機関と連携し、海外からの新型インフルエンザ等の流入を防止する。</p> <p>○ 学校、社会福祉施設、事業者等における感染拡大防止対策を推進する。</p>	<p>○ 都内には羽田空港や東京港があり、海外から感染症が持ち込まれるリスクが高いことから、水際対策を担う検疫所と連携した新型インフルエンザ等対策が必要である。</p>	<p>○ 検疫所等関係機関と、平常時から渡航者等への啓発を協力して取り組むほか、定期的な連絡会などによる情報共有や訓練の実施により連携を密にし、発生時の円滑な連携協力体制を確保する。</p>	<p>○ 外国人向けの医療機関受診のためのガイドブックや海外渡航者・帰国者向けの感染症予防ガイドブックを検疫所にて配布 検疫所主催の協議会や訓練に参加</p>	<p>○ 引き続き、検疫所等関係機関との連携協力体制の確保を図る。</p>
13			<p>○ 訪日外国人等に対しては、入国時に外国語での情報提供を行い、感染予防や感染を広げないための対策を周知することが求められる。</p> <p>○ 人口の集中、交通網の発達、企業等が多いことなどの東京の特性から、発生時には急速に拡大することが危惧されるため、都民一人ひとりが予防を心がけ、実践するよう促す必要がある。</p>	<p>○ 多言語に対応したホームページによる情報発信や、外国語対応を支援するツールの活用による保健所の保健指導などにより、東京を訪れる外国人等に対しても発生状況や感染防止対策を周知する。</p>	<p>○ 新型インフルエンザの発生に備え、感染予防策等を記した多言語パンフレットを都ホームページに掲載。平成29年度に、感染予防策に関する英語併記のポスターを作成し、駅・空港に掲出</p>	<p>○ 引き続き、訪日外国人等への普及啓発について検討・実施する。</p>
14				<p>○ 発生時には、手洗い、人混みを避けることなど、基本的な感染拡大防止対策を各種媒体を活用して広く周知するとともに、必要に応じ不要不急の外出自粛を呼びかけるなど注意を喚起する。</p>	<p>○ 新型インフルエンザの発生に備え、感染予防策等を記した多言語パンフレットを都ホームページに掲載。平成29年度に、感染予防策に関する英語併記のポスター・リーフレットを配布</p>	<p>○ 新型インフルエンザ発生時には、既存の普及啓発資材を活用し、様々な手段で広く周知を図る。</p>
15				<p>○ 職場等における感染拡大防止のため、平常時から、企業団体と連携した職域での啓発等により、新型インフルエンザ等の知識の普及を図るとともに、発生時には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく催し物の自粛や施設の利用制限等の協力要請を行うなど、発生状況に応じた感染拡大防止策を実施する。</p>	<p>○ 平成29年度に、企業団体等に感染予防策に関するポスター・リーフレットを配布</p>	<p>○ 引き続き、職域への普及啓発について検討・実施する。新型インフルエンザ発生時には、各局・関係機関と連携し、感染拡大防止策を実施する。</p>

番号	全体計画の内容			現在の取組状況	今後の取組(案)	
	項目	目標	現状・課題			対応策
16	5 予防接種	<p>○ 新型インフルエンザ発生時に混乱なく特定接種及び住民接種が実施できる体制を準備する。</p> <p>○ ワクチン供給が円滑に行われるための関係者間の連絡体制を構築する。</p>	<p>○ 国の実施要領が未整備であり、特定接種に係る具体的な実施方法や、接種体制構築における都や区市町村の役割が明らかになっていない。</p> <p>○ 住民接種については、国が手引を公表していること等を踏まえ、区市町村の準備状況を把握し、可能な部分から取組の着手を促進する必要がある。</p> <p>○ ワクチン供給体制の構築に向け、関係機関間での課題の共有を図り、流通状況や在庫状況の把握方法、連絡調整の方法等について、具体化を進める必要がある。</p>	<p>○ 特定接種及び住民接種について、実施要領を早期に策定し具体的方針等を示すよう、国へ働きかける。</p>	<p>○ 「国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」にて、特定接種及び住民接種の実施要領の策定等を要請</p>	<p>○ 引き続き、国に働きかける。（平成30年度中に住民接種実施要領が作成される予定）</p>
17			<p>○ 住民接種については、国が公表している手引や都が作成した住民接種の手引（暫定版）、体制整備を進めている自治体の取組例等について、感染症地域医療体制ブロック協議会等の機会を通じ、区市町村に情報提供する。</p>	<p>○ 平成29年度に感染症地域医療体制ブロック協議会にて、体制整備を進めている自治体の取組事例について情報提供</p>	<p>○ 引き続き、自治体の取組事例について区市町村に情報提供する。平成30年度中に国が住民接種実施要領を策定予定。この内容を踏まえ、区市町村の接種体制構築に係る情報提供を行う。</p>	
18			<p>○ ワクチン供給体制については、都、区市町村、医師会、医療機関、卸売販売業組合、卸業者等関係者と情報共有や意見交換を進め、体制整備を図っていく。</p>	<p>○ 平成25年度に都が作成した「新型インフルエンザ発生時の住民接種の手引（暫定版）」にて、ワクチン供給の標準的な方法を整理</p>	<p>○ 平成30年度中に国が住民接種実施要領を策定予定。この内容を踏まえ、関係者と連携してワクチン供給体制の整備を図る。</p>	

番号	全体計画の内容			現在の取組状況	今後の取組(案)	
	項目	目標	現状・課題			対応策
19	6 医療 (1)診療体制・ 感染防御	○ 新型インフルエンザ等発生時に診療を担う医療機関を確保し、従事者の感染防御の徹底を図る。	○ 都内発生早期に診療を担う感染症指定医療機関や感染症診療協力医療機関、感染期に入院患者を積極的に受け入れる感染入院医療機関においては、感染防御対策を徹底することが必要である。	○ 感染防護具の着脱手順書等のツールを整備し周知するなど、感染症診療協力医療機関等における定期的な着脱訓練の実施を支援する。	○ 平成29年度より、感染症診療協力医療機関等を対象に個人防護具着脱訓練支援及び個人防護具配備事業を実施	○ 本年度も引き続き、個人防護具着脱訓練支援及び個人防護具配備事業を実施する。
20			○ 一般医療機関についても、都内感染期における患者の受入に備え、感染防御策の対策を進める必要がある。 ○ 都は、現在「新型インフルエンザ対策講習会」を開催するなど、医療機関における取組を支援している。	○ 一般医療機関に対して、引き続き「新型インフルエンザ等対策講習会」や都ホームページにおいて感染防御対策に関する情報提供を行う。	○ 平成29年度の都内医療機関向け講習会で、感染症危機管理、BCP策定事例等について解説。講習会資料を都ホームページに掲載	○ 今後も引き続き、アンケート結果等を踏まえたテーマで講習会を開催し、医療機関の感染防御対策の推進を図る。
21	(2)重症患者等の受入体制	○ 入院治療が必要な患者の受入体制を確保し、円滑に受入が行われるようにする。	○ 患者急増時において、入院治療が必要な重症化患者等を地域やブロックを越えて受け入れる体制を整備する必要がある。 ○ 妊婦、小児、透析等の患者が新型インフルエンザ等に感染した場合の入院治療体制の考え方が未整理である。	○ 感染症指定医療機関や感染症入院医療機関等の患者の受入可否状況を把握し、関係機関に情報提供する方法について、関係機関の意見を踏まえ検討を行い、合意形成を図る。	○ ガイドラインにて、都内医療機関への調査結果等に基づき受入可能医療機関リストを作成し、関係機関に配布するよう規定	○ 現状に即した受入可能医療機関リストの作成・配布の方法等について検討する。
22			○ 妊婦、小児、透析等の診療体制、情報把握及び情報提供の方法について、関係機関の意見を踏まえ検討を行い、合意形成を図る。			
23	(3)患者移送体制	○ 発生早期において、感染症診療協力医療機関から感染症指定医療機関への患者移送を安全かつ円滑なものとする。	○ 患者移送の実動訓練を未実施の保健所、医療機関、民間救急事業者もあるため、訓練の機会を確保する必要がある。 ○ 民間救急事業者が感染防護具の着用に習熟し、患者移送時の二次感染を防止できるよう、定期的な着用訓練の実施が必要。	○ これまで訓練未実施の機関等についても取組が進むよう、感染症地域医療体制ブロック協議会等において、訓練実施に関する情報提供や参加の働きかけを行う。	○ 平成29年度に訓練事例集を作成し、感染症地域医療体制ブロック協議会や都ホームページで情報提供	○ 引き続き、訓練事例集の作成・情報提供を行う。
24			○ 民間救急事業者の感染防護具の着脱については、わかりやすい手順書を作成し、関係団体を通じて周知するほか、都ホームページに掲載するなど、事業者における定期的な訓練の実施を支援する。	○ 平成29年度より、民間救急事業者等を対象に個人防護具着脱訓練支援及び個人防護具配備事業を実施	○ 本年度も引き続き、民間救急事業者等への個人防護具着脱訓練支援及び個人防護具配備事業を実施。併せて、手順書の作成・周知について検討する。	

番号	全体計画の内容			現在の取組状況	今後の取組(案)	
	項目	目標	現状・課題			対応策
25	(4)発生段階移行時の対応	○ 都内発生早期から都内感染期への発生段階の移行を円滑に行い、患者が円滑に受診できる体制を確保する。	○ 都内感染期においては、感染症診療協力医療機関や感染症指定医療機関に限定された診療体制が終了するが、発生段階移行に関する医療機関や都民への情報提供が十分でない場合、診療の現場で混乱が生じるおそれがあるため、適切な情報発信の方法等を整理する必要がある。	○ 医療機関や都民に対する通知の内容の雛形をあらかじめ準備しておく。また、発生段階の移行に伴い医療体制が変更することについて、発生早期の段階から医療機関及び都民に対し十分に周知するとともに、情報伝達ルートや手段等を明確にし、関係者間で認識を共有する。	—	○ 通知の雛形を作成。医療体制変更の情報伝達ルートや手段の明確化・共有を図る。
26	(5)医療機関のBCP策定支援	○ 都内感染期に、各医療機関の診療機能が低下する中、新型コロナウイルス等の診療体制を確保する。	○ 現時点で、医療機関における新型コロナウイルス対応BCPの策定が進んでいない状況がある。(東京都医療機能実態調査結果報告書(平成29年3月)によると、BCPを「策定済(改定予定含む)」と回答した病院は29.6%、一般診療所は7.7%。(調査回答数は、病院537施設、一般診療所8,510施設))	○ 都が実施する医療機関を対象とした講習会等において、BCPの策定方法をテーマとして取り上げ、策定を支援する。	○ 平成29年度の都内医療機関向け講習会で、医療機関におけるBCP策定事例について解説	○ 今後も引き続き、アンケート結果等を踏まえてテーマ設定し、医療機関のBCP策定を支援
27			○ 特に、感染症の診療体制が整備されている感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関、感染症入院医療機関については、感染期において診療体制を継続することが期待されるため、BCPの策定状況の把握を行った上で、未整備の場合は重点的な働きかけを行う。	○ 感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関等に関する調査を実施。結果を集計中 ※詳細は資料3-4のとおり	○ 感染症指定医療機関等に対し、BCP策定状況等に関する調査を定期的実施。未整備の場合の働きかけについて検討・実施する。	
28	(6)その他	○ 患者増大時において、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく医療の実施要請や臨時の医療施設の設置などの特別な措置が必要となった場合に、関係機関等への要請、臨時の医療施設の設置に向けた対応を円滑に実施する。	○ 医療の実施要請や臨時の医療施設の設置について、対応が必要となる具体的な状況や実施手順等が国から示されていない。	○ 国に対し、具体的方針や手引等の提示を働きかける。	○ 「国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」にて、基本的方針を示すよう要請	○ 引き続き、国に働きかける。